

第 1047 回教育委員会 会議録

平成 29 年 10 月 19 日

14:00～14:45

①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1047 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と武田委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④教育長職務代理者の指名

このたび、涌井委員が教育委員に再任されましたので、議事に先立ち、教育長職務代理者の指名を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行うと規定されております。

改めて教育長職務代理者を私の方より指名させていただきます。

涌井委員を第 1 職務代理者、武田委員を第 2 職務代理者に指名いたします。

引き続きよろしくお願いいたします。

⑤議席の決定

<廣瀬教育長>

次に、涌井委員の再任に伴う議席ですが、委員が交替したわけではありませんので、議席は従来どおりとしていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議席は従来どおりといたします。

⑥報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1) 「第 72 回国民体育大会山形県選手団の成績について」、スポーツ保健課競技スポーツ推進室長より報告願います。

<競技スポーツ推進室長>

「第 72 回国民体育大会山形県選手団の成績について」御報告いたします。

冬季大会につきましては長野県で、本大会につきましては愛媛県で開催され、本県からは冬季大会に2競技、本大会に31競技参加いたしました。

「4. 総合成績」ですが、天皇杯男女総合成績の得点873.5点ということで第31位となり、目標の20位台を達成することはできませんでしたが、「5. 種目別総合順位」でカヌーが男女総合1位、アーチェリーが女子総合で1位など、活躍がありました。また、「6. 入賞競技団体」におきましては、昨年12競技から、17競技と大幅に増やすなど、来年に向けて明るい材料もあったと思います。「7. 優勝数」ですが、昨年に引き続き2桁を達成しています。「9. 種別 入賞数及び得点」を御覧ください。今大会では、成年女子が昨年より大きく得点を伸ばしました。要因としましては、アーチェリー、フェンシング、バスケットボールなど昨年入賞できなかった種目の活躍が挙げられます。さらに、べにばな国体以来の出場となったラグビー成年男子などの活躍もあり、昨年より成年の部の得点割合が伸びております。「11. 入賞一覧」を御覧ください。優勝は10種目になりますが、競技で見ますと昨年に続くスピードスケート、競泳、カヌーに加え、陸上競技とボートで上位点を取っております。陸上競技少年女子共通円盤投げの齋藤選手は南東北インターハイとの2冠を達成しています。ボート少年女子シングルスカルの鈴木選手はカヌー少年男子カヤックJK-4(200)の戸田選手とともに、ドリームキッズ修了生として初の主要大会での優勝となっております。優勝した齋藤選手、鈴木選手はまだ高校2年生であります。他にも、中学3年生から高校1、2年生が多く優勝しており来年の活躍も期待されるところです。

本大会前の戦力分析ではスケートの競技得点減、昨年競技得点を獲得したホッケー、ソフトボールの不出場、カヌーペア種目の得点変更などにより、厳しい戦いが予想された中、29位まで30点届きませんでした。先ほど報告しましたように昨年より多くの競技で競技得点を獲得するなど、本県選手団は頑張ってくれたものと思っております。

次の第73回国民体育大会は冬季大会が山梨県、神奈川県、新潟県、本大会が福井県で開催されます。その皮切りとなるスケート競技では今回より競技得点を伸ばし、その後開催されるスキー競技、本大会へと勢いをつけて欲しいと期待しております。今後とも本県選手の競技力向上を図りながら、国体での天皇杯順位20位台確保、さらには2020年東京オリンピックでの活躍へとつなげてまいりたいと考えています。

以上、報告させていただきます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますか。

<廣瀬教育長>

なければ、次に、(2)「山形県いじめ防止基本方針」の改定状況について、義務教育課長より報告願います。

<義務教育課長>

よろしく願いいたします。はじめにこの基本方針でございますが、

国の基本方針については3年の経過により、見直しを検討するという
ことで改定されております。それを受けまして山形県でも、山形県いじめ
防止基本方針について見直しをいたしました。

概要版の一番後ろのページを御覧ください。大きな改定のポイントを
御説明いたします。まず、いじめの定義につきまして確認がされてお
ります。けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目
をすること。また、好意で行ったとしても、相手に苦痛を感じさせ
てしまった場合も、いじめに該当すること。ただし、いじめと
いう言葉を使わずに柔軟に対応することも可能ということも付け加え
られております。

「(2) いじめの解消」でございます。①と②の要件を満たす必要がある
ということ。①はいじめに係る行為が止んでいること、止んでいること
が相当の期間、少なくとも3ヶ月以上ということが盛り込まれていま
す。②は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

「(3) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童生徒について」、発達
障がいを含む、障がいのある児童生徒、また、海外から帰国した児童生
徒や外国人の児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生
徒、被災児童生徒への配慮ということも盛り込まれています。

「(4) 重大事態について」、①手順を明確にして、確認しておくことが
大切であることに加え、市町村に対して、平時から調査を行うための組
織等を設置しておくよう促す。②重大事態の疑いがあると認められたと
きも、校長は学校の設置者に報告するという、隠ぺいや対応の遅れ等が
無いようにという趣旨から盛り込まれています。

「(5) インターネット上のいじめへの対応について」、これまで基本方
針に盛り込んでおりましたが、昨今の問題の深刻化を受けましてあえて
別冊で作っているのが今回の大きな変更点となります。

最初のページにお戻りください。いじめの定義ということで、吹き出
しになっていますが、「けんかやふざけ合いであっても～」あるいは「好
意で行った行為であっても～」という趣旨を盛り込んでいます。

次のページ、第Ⅲ章を御覧ください。先ほど申し上げました教育的諸
課題から配慮すべき児童生徒への対応ということで、4つの視点を盛り
込んでおります。適切な対応ということで、解消の要件として、いじめ
に係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月以上）ということも第
Ⅱ章に盛り込んでいます。「第Ⅳ章 重大事態への対応」には、保護者・
児童生徒からの申し立てについては、調査しないまま重大事態ではない
と断言できないことに留意するという。また、平時から調査を行う
ための組織等の設置を行うということについて、盛り込んでいます。

「いじめ防止対策に係る枠組」の資料を御覧ください。国、県、市町村
の役割分担や法的なものについて整理したものです。平成25年のいじ
め対策推進法を受けまして山形県でも条例を制定しております。国の方
では平成25年に「いじめ防止等のための基本的な方針」を出してあり
ますが、3年の経過ということで、平成29年3月14日に改定されてお
ります。それを受けまして「山形県いじめ防止基本方針」を見直してお

ります。今後、知事の決裁をいただいて、各学校あるいは各関係機関に送付することになります。

いじめのリーフレットを配付しておりますが、小学校1～3年生向けと、小学校4年生から中学生向けのもの2種類あります。傍観者を作らないという視点から、また、こういう風なことが教室であったときにどうしていくかということも含めて、子どもたちがイラストを見て作業をしながら考えていくということで作りまして、各学校に夏過ぎに送付しています。各学校ではこれを元に学活の時間を使って、自分事として捉え、考えてもらうということをしてもらっています。

以上よろしく申し上げます。

<廣瀬教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<山 川 委 員> 今回の報告自体については特に質問とかは無くて、この方向でよろしいのではないかと思います。昨今、福井の事案があって、我々が考えていたいじめの問題とは別の問題かもしれないんですが、ああいうのが出てきて防げなかったというのは相当深刻だと思うんです。あの問題は先生個人の資質もあるとは思いますが、全体で共有できていなかったということが非常に大きい問題だと思います。

今すぐ何かどうこうという訳ではないのですが、ああいうことも起こり得るということも、きちんと考えておかないといけないのかなと思います。まだ報道が始まったばかりで、どんな方向に行くか分かりませんが、大きな範疇で言えばいじめの問題だと思うんです。アンテナを常に張っておかないといけないと思いました。

<廣瀬教育長> カテゴリーとしては体罰というか、指導死という言葉使われています。子どもの安全を守るためには、児童・生徒同士だけのことだけでいいのかということも考えないといけないところです。

<義務教育課長> 教員の指導ということでは仙台市でもありました。

<廣瀬教育長> 新潟の震災いじめもそうでした。

<山 川 委 員> 自殺までいくかどうかはともかくとして、こういったことはきっとあるんでしょうね。恐らく当事者の先生自体はあまり問題意識を持っていないんだと思います。周りの先生方との情報共有が重要ではないかと思えます。

<義務教育課長> 今回のいじめ防止基本方針の中にわずか数行ですが、教員がいじめのきっかけを作ってしまうこともあるということも触れています。

<廣瀬教育長> 文部科学省もこれは放置出来ないと思いますので、何か動きがあると思います。やはり情報の共有とか組織的な対応が重要になってくると思

います。

<武田委員> この改定された基本方針は現場の先生まできちんと伝わるのでしょうか。

<義務教育課長> 市町村の指導主事を集めて説明会をします。特に有事のときに立ち上げるような組織を常日頃から準備をしておかないと、いざというときに組織が機能しないので、そうしたことも含めて基本方針について市町村の指導主事等に説明をして、その方々が各学校に説明することになります。

<廣瀬教育長> 表を見ると誤解を招きかねないのですが、国→県→市町村と階層的に作っていくように見えるんですが、実は国から見れば県も市町村も同じで、それぞれがそれぞれの立場で作ることになっています。ただ県はこれとは別に市町村に対する指導権限があるので、助言・指導をします。県の方針は県立学校に対する方針なんです。市町村は市町村立学校に対する方針でいずれも努力義務です。一方、学校は必ず作らないといけないとなっています。ですので、各学校が主体的に自分で国の基本方針を見て自分の学校の基本方針を作る。それによって浸透していくというのが第一です。県は設置者であるとともに、周知していくという役割を担っています。

一番肝心なのはいじめの防止と認知の姿勢、解消の考え方、重大事態の対応で、こういった根幹のところをしっかりと伝えていく必要があると思います。

<湧井委員> 先生1人1人が孤立しないというのが大事なのかなと思います。先生同士がお互いどんな指導をしているのかというのを知っておかないといけないのではないのかなと思います。

親としては、死を選択するまで追い詰められている子どもに対してどうやって支えていったらいいのかというのを本気で考えなくてはいけないのではないかと。多分子どもは親には見せないんだと思うんですけど、見せないところでも何かSOSを必ず出しているんじゃないかと、それを見逃さないように、日頃からの心構えが親は必要かなと思いました。

<武田委員> このリーフレットは毎年配付しているんですか。

<義務教育課長> 今年初めてのものです。

<武田委員> とても良いものだと思います。家で話すきっかけになったりするし、一緒に相談の電話のカードもいただいて、何かあったら相談するように子どもと話したりできるので。

<義務教育課長> 2年に1回くらいずつメンテナンスしながら出来たらと思っています。

<山 川 委 員> イラストがついているからわかりやすいと思います。

<廣瀬教育長> ほかになければ、次に、(3)「平成30年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> それでは、報告資料3-1、3-2を御覧ください。平成30年度震災による福島県等からの本県県立高等学校への受検に係る実施要項について説明いたします。

平成24年度から平成29年度の入学者選抜におきましては、震災の影響により本県県立高校を受検する受検者がいる場合に、3の(1)に示す通り、1学級あたり45名以内、つまり1学級5名まで増やして合格者を出すことができるところでございます。このシステムによりまして昨年度は7校、一昨年度は13校で定員を増やして震災避難者を合格させているところでございます。

本年4月1日現在、震災の影響により本県に避難をしている中学3年生は83名で、昨年同時期に比べて8名増加をしており、山形県の避難者に対する支援の方向性も変わっていないことから、平成30年度の入学者選抜につきましても、過去6年間と同様の対応を図っていくことといたします。

以上、報告いたします。

<廣瀬教育長> ただいまの報告について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、これより議事にはいります。

⑦議 事

<廣瀬教育長> 議第1号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より願います。

<管 理 主 幹> 資料1-1をお開きください。山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、御提案申し上げます。具体的な改正箇所につきましては資料1-4を御覧ください。

左側が現行、右側が改正案となっています。まず第37条の入学資格につきましては、義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者を追加しました。これは学校教育法の記載に準じた表記とするものです。

次に県立高等学校の再編整備計画に伴い、入学定員及び学科名の変更を行うものです。山形東高等学校につきましては、学科改編により普通科160名、理数科理数探究科40名、国際科国際探究科40名の募集とな

ります。北村山高等学校につきましては、総合学科の学級減により 120 名の募集といたします。米沢興譲館高等学校につきましては、学科改編により普通科 120 名、理数科理数探究科 40 名、国際科国際探究科 40 名の募集とします。現在の理数科は募集停止といたします。米沢工業高等学校につきましては、生産システム科、電気科、意匠情報科の募集停止が終了いたしますので、学科名を削除いたします。南陽高等学校につきましては、普通科の学級減により 160 名の募集といたします。鶴岡北高等学校につきましては、普通科の学級減により 120 名の募集といたします。酒田東高等学校につきましては、学科改編により、普通科 120 名、理数科理数探究科 40 名、国際科国際探究科 40 名の募集といたします。酒田西高等学校につきましては、普通科の学級減により 160 名の募集とします。また、定時制の課程につきましては、学科改編により夜 40 名の募集を停止し、午前 40 名の募集といたします。

提案は以上です。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第 2 号「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 資料 2-1、2-2 を御覧ください。「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、説明いたします。

資料 2-2 により改正の概要について説明させていただきます。改正の理由ですが、先ほどの管理運営規則の一部改正の説明でもありましたが、平成 30 年 4 月に探究科（理数探究科及び国際探究科）を設置することに合わせ、県内で初めて設置することになります国際科の通学区域を理数科と同一に規定するものです。

資料 2-3 の新旧対照表を御覧ください。別表第 2 項第 2 号におきまして、理数科を理数科及び国際科に改め、同項第 3 号において普通科及び理数科とありますのを普通科、理数科及び国際科と改めます。

2-5 に改正案全文がありますが、別表第 2 項第 2 号及び第 3 号に国際科の記載を加えております。以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

- <廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第3号「平成30年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。
- <高校教育課長> 資料3-1から3-4になります。「平成30年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について」、説明いたします。
- 先ほど管理運営規則の一部改正で、学科改編の説明がありましたが、それを受けまして入学者募集の定員を定めるものです。入学者募集につきましては、全日制の課程におきましては北村山高等学校総合学科が定員160名から120名、南陽高等学校普通科で定員200名から160名、鶴岡北高等学校普通科で定員160名から120名、酒田西高等学校普通科で定員200名から160名となります。これにより県立高校の入学定員が前年度より160名減少し、全日制が7,080名、定時制が280名で合計が7,360名となります。
- 以上の結果、山形市立商業高等学校を加えた平成30年度の県内公立高校の入学定員は前年度より160名減の全日制課程7,360名、定時制の課程280名の合計7,640名となります。なお、定時制の課程、通信制の課程につきましては、定員の変更はありませんが、酒田西高校定時制が夜間定時から昼間定時に変わることになります。
- また、山形東高校、米沢興譲館高校、酒田東高校で理数探究科と国際探究科を探究科としてまとめて80名募集いたします。2年次から理数探究科と国際探究科に分かれて学習することになります。
- さらに寒河江高校、新庄北高校、長井高校においては普通科一般コース160名と普通科探究コース40名に分けて募集いたします。いずれも入学定員の変更はありません。
- なお、「3 山形県立特別支援学校の高等部」につきましては、昨年度からの変更はありません。
- 以上よろしく願います。
- <廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。
- <武田委員> 探究科の80名は入学後に理数探究科と国際探究科に分かれるということですが、定員は40名ずつになるんですか。
- <高校教育課長> 2年生から分かれることになるのですが、基本は40名ずつになりますが、ただ学校によっては若干変動はあるかもしれません。

- <武田委員> 国際科というのは英語を強化するイメージですか。
- <高校教育課長> 英語を強化するカリキュラムになりますが、英語を活用した探究型学習ということで外国の方と話したりするカリキュラムになります。
- <廣瀬教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第4号「平成31年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。
- <高校教育課長> 資料4-1から4-3になります。「平成31年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について」、説明いたします。
平成31年度の基本方針につきましては、これまでと大きく変更する点はありません。ただ、併設型中高一貫校における中学3年生に関する方針を加えたところでございます。東桜学館の中学3年生につきましては、選抜を行わず入学の意思確認により東桜学館高等学校への進学が出来ることとしておりますので、第3項にただし書を加えたところでございます。
以上よろしく申し上げます。
- <廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。
- <廣瀬教育長> 併設型高等学校はどのように定義していたでしょうか。
- <高校教育課長> 管理運営規則で東桜学館高等学校と定義されています。
- <廣瀬教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。
- <廣瀬教育長> 次に、議第5号「山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について」、文化財・生涯学習課生涯学習振興室長より説明願います。
- <生涯学習振興室長> 資料5-1を御覧いただきたいと思います。「山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について」、説明いたします。
このたび、県議会9月定例会の議決を得たことから、地方自治法第

244条第3項の規定により、神室少年自然の家管理企業共同体を指定管理者として指定することをお諮りするものでございます。

これからの主な日程は、本委員会で議決いただきましたら、指定管理者の指定について通知いたしまして、包括協定の締結に向けた内容協議と来年4月1日からの円滑な指定管理業務の開始となるよう、準備を進めて参ります。

以上よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第6号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第6号は秘密会にて審議 》

⑧閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1047回教育委員会を閉会いたします。